

催物の開催制限等について

1 催物の開催制限の目安等

- ・ イベント主催者及び施設管理者の双方において、別紙1「イベント開催時の必要な感染防止策」を講じる場合は、催物の開催制限について、後記2の人数上限及び収容率を適用する。
- ・ 上記以外の場合は、適切な感染対策を講じた上で、下記の人数上限及び収容率を原則とする。

<人数上限及び収容率>

- 屋内：5,000人以下、かつ収容定員の50%以内の参加人数
- 屋外：5,000人以下、かつ人と人との距離を十分確保(できるだけ2m)

2 人数上限及び収容率要件

催物（イベント・集会等）の開催制限等については、10月31日（日曜日）から当面の間、以下の取扱いとする。

以降の取扱いについては、別途通知する。

人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

（1）人数上限

- ① 収容定員が設定されている場合
5,000人または収容定員50%以内のいずれか大きい方
- ② 収容定員が設定されていない場合
後記（2）の①及び②における収容定員が設定されていない場合の例によることとする。

（2）収容率

- ① 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合
次の全てを満たす場合に限り、収容率の上限を100%とする。
 - ・ これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと（開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱するこ

とが見込まれないこと)。

なお、この要件に該当することについて、イベント主催者において、過去の開催実績に基づく十分な説明が行われない場合は、この要件に該当しないものとして、後記②大声での歓声、声援等が想定される場合等のおり取り扱うこと。

- ・新規イベントの出演者・チームが、大声・歓声等が発生したイベントの出演者・チームの範囲に収まる場合は、前者について収容率上限100%を適用することは認められない。
- ・これまでの開催実績を踏まえ、マスクの常時着用、飲食制限等を含め、個別の参加者に対して感染防止対策（別紙1）の徹底が行われること。
- ・発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

また、飲食の取扱いについては、マスクの常時着用を担保するため、引き続き、食事を伴うイベントは、「大声での歓声、声援等が想定されるもの」として取り扱うこととするが、飲食を伴うがイベント中の発声がない催物（映画館等）について、別紙2に記載した条件がすべて担保される場合に限り、イベント中の飲食を伴っても「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱うこととする。

イベントの特性に応じて、収容率の目安を適用するが、具体的な事例等を示すと以下のとおり

- 参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物
 - ・感染防止策の徹底を前提に、収容定員までの参加人数とする。
- 参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物
 - ・感染防止策の徹底を前提に、下記のとおりとする。
 - ア 収容定員が設定されている場合
 - 収容定員までの参加人数
 - イ 収容定員が設定されていない場合
 - 密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けること

② 大声での歓声、声援等が想定される場合等

収容率の上限を50%（※）以内とする。

※ 異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（家族等の日頃行動を共にする5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はない。すなわち、参加人数は、収容定員の50%を超えることもありうる。

イベントの特性に応じて、収容率の目安を適用するが、具体的な事例等を示すと以下のとおり

○参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物
・収容率の上限を50%（※）以内とする。

○参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物

・下記のとおりとする。

ア 収容定員が設定されている場合

当該収容定員の50%までの参加人数

イ 収容定員が設定されていない場合

十分な人と人との間隔（1m）を要すること

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、後記3によることとする。

3 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等については、次のとおりの対応とする。

（1）全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの

引き続き、中止を含めて慎重に検討すること。具体的には、催物を開催する場合については、十分な人と人との間隔（1m）を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。

（2）地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるもの（6月19日以降は人数制限が撤廃）

引き続き、適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人と人との間隔の確保（1m）、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずること。イベント主催者等は、イベントを開催する前に、イベント参加者による厚生労働省から提供されている接触確認アプリCOCOAや各地域で取り組まれている接触確認アプリの活用や、感染拡大防止のためのイベント参加者の連絡先等の把握を徹底すること。

なお、地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等において、別紙3に該当するものについては、開催可能とする。

4 催物の開催に関する留意事項

（1）感染防止策の注意喚起

別紙4「屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント」、別紙5「エビデンス等を踏まえた個別イベントの開催のあり方について」及び別紙6「イベントの大規模化に伴い高まるリスクへの対策」で示しているとおり、イベント主催者等は、屋内での十分な換気、並びに接触感染、飛沫感染、マイクロ飛沫感染、大声、飲食、及び参加者の自由移動のリスクに応じた感染防止策、感染者の来場を防ぐ対策及び感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築等を適切に行うこと。

（2）催物前後における感染防止策の徹底

公共交通機関等の密集や催物後の会食等により、イベント主催者が管理できない場所（催物前後など）での感染拡大リスクが高まる場合があることにも留意し、催物前後における感染防止策を徹底すること。

（3）感染リスクが高まる「5つの場面」について

新型コロナウイルス感染症対策分科会からの提言である、別紙7に示された感染リスクが高まる「5つの場面」を回避するよう努めること。

（4）県との事前相談

イベント主催者及び施設管理者は、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントについては、事前に県に

相談すること。

また、全国的な移動を伴わず1,000人を超えないイベントについては本県への事前相談は不要ですが、参加者へ感染症対策を周知する目的から、可能な限りで事前相談票（チェックリスト）の公表をお願いいたします。

【 添付資料 】

- 別紙1 イベント開催時の必要な感染防止策
- 別紙2 映画館等（飲食を伴うものの発生がないもの）における感染防止策
- 別紙3 野外フェス等における感染防止策
- 別紙4 屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント
- 別紙5 エビデンス等を踏まえた個別イベントの開催のあり方について
- 別紙6 イベントの大規模化に伴い高まるリスクへの対策
- 別紙7 感染リスクが高まる「5つの場面」
- 別紙8 県主催イベントに係る対応について
- 別紙9 催物（イベント等）を開催する際の感染防止対策
- 別紙10 感染状況に応じたイベント開催制限等について